損害賠償請求事件

（平成13年3月13日第三小法廷判決）

文責　伊藤、牧原、笹本

1．事実概要

昭和63年9月12日、A（6歳男児）は、自転車で一時停止を怠って交差点に進入し、減速せずに交差点に進入しようとしたZ運転のタクシーと衝突し頭部等に受傷した。搬送先のY病院B医師は、レントゲン写真で頭蓋骨骨折を発見しなかったこと、Aの意思が清明であったことから、CT検査をしたり、病院内で経過観察をしたりすることもなく、X（Aの母）に、何か変わったことがあれば来るように、との一時的指示をしたのみでAを帰宅させた。Aの容態は帰宅直後から急変悪化の一途をたどり、Xらは救急車でAを別の病院に搬送したが、Aは頭蓋骨外面線上骨折による硬膜外血腫のため死亡した。Xらは、Aの死亡はB医師の診療行為の過失にあるとし、Y病院に対し民法44条による損害賠償請求の訴えを提起し、Zとその会社はXら側に補助参加した。

　第一審は、Yは補助参加人Zとの共同不法行為責任があるとして、Yに対し、Xらの被った損害全額の賠償を命じた。

　Yは、控訴し、本件交通事故の寄与割合による賠償責任の範囲の限定並びに本件交通事故及び本件医療事故の被害者側の過失による過失相殺の主張を新たにしたところ、原審は、Aの死亡は、本件交通事故と本件医療事故が競合した結果発生したものであるところ、被害者保護の見地から共同不法行為が成立すると解するべきであるが、個々の不法行為が当該事故の全体の一部を時間的前後関係において構成し、その行為類型が異なり、かつ、被害者側に過失相殺すべき事由が存する場合には、各不法行為者は損害発生に対する寄与度の分別及び個別的な過失相殺を主張することができ、本件においては、本件交通事故と本件医療事故の寄与度はそれぞれ五分であり、本件医療行為における被害者側の過失は一割であるから、被害者の被った損害総額からこれらを分別相殺して算定するとした。

2．判旨

主文――　一部破棄自判、一部上告棄却

　本件交通事故により、Aは放置すれば死亡するに至る障害を負ったものの、事故後搬入されたY病院において、Aに対し通常期待されるべき適切な経過観察がされるなどして脳内出血が早期に発見され適切な致傷が施されていれば、高度の蓋然性をもってAを救命できたということができるから、本件交通事故と本件医療事故とのいずれもが、Aの死亡という不可分の一個の結果を招来し、この結果について相当因果関係を有する関係にある。したがって、本件交通事故における運転行為と本件医療事故における医療行為とは民法719条所定の共同不法行為に当たるから、各不法行為者は被害者の被った損害の全額について連帯して責任を負うべきものである。本件のようにそれぞれ独立して成立する複数の不法行為が順次競合した共同不法行為においても別異に解する理由はない…。けだし、共同不法行為によって被害者の被った損害は、各不法行為者の行為のいずれとの関係でも相当因果関係に立つものとして、各不法行為者はその全額を負担すべきものであり、各不法行為者が賠償すべき損害額を案分、限定することは連帯関係を免除することとなり、共同不法行為者のいずれからも全額の損害賠償を受けられるとしている民法719条の明文に反し、これにより被害者保護を図る同条の趣旨を没却することとなり、損害の負担について公平の理念に反することとなるからである。

　本件は、本件交通事故と本件医療事故という加害者及び侵害行為を異にする二つの不法行為が順次競合した共同不法行為であり、各不法行為については加害者及び被害者の過失の内容も別異の性質を有するものである。ところで、過失相殺は不法行為により生じた損害について加害者と被害者との間においてそれぞれの過失の割合を基準にして相対的な負担の公平を図る制度であるから、本件のような共同不法行為においても、過失相殺は各不法行為の加害者と被害者との間の過失の割合に応じてすべきものであり、他の不法行為者と被害者との間における過失の割合をしん酌して過失相殺をすることは許されない。

3．争点

交通事故と医療事故とが順次競合した場合において

①共同不法行為は成立するか

②寄与度による減責は認められるか

③過失相殺をどのように扱うのか

4．基礎知識の確認

(ⅰ)不法行為と共同不法行為について

民法709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

民法719条

①数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

②行為者を教唆した者及び幇助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

(ⅱ)連帯債務について

　・民法432条

　　数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

　・民法442条

　　①連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

　　②前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

　・不真正連帯債務

　　各債務者が全額について義務を負うが、債務者間に緊密な関係がなく、弁済及びこれと同視し得る理由を除いて、一債務者に生じた事由が他の債務者に影響しないもの。

5．学説

【民法719条の解釈について】

・客観的共同説(判例・通説)

　民法719条1項前段の共同不法行為の要件として、各行為者間には通謀又は共同の認識を必要とせず、客観的関連共同性がみとめられれば足りるとし、1項後段は、共同行為者のある者が違法な行為をしたことは確実であるものの何人の行為によるのかが不明という場合、客観的関連共同性がないものの連帯責任を負うとする規定と解するものであり、各人は共同不法行為と相当因果関係のある全損害について、不信性連帯債務を負い、責任の減責は認めない、としている。

※客観的関連共同性…複数の不法行為者が客観的にみて一体ないし不可分の損害を被害者に与えるという関係

また、客観的共同説の中でも見解が2つに分かれる

(ⅰ)各自の行為が独立的に不法行為の要件を満たすことを要するとする説

(ⅱ)各人の行為と損害に直結する因果関係があり、そこに共同性が認められれば、共同の行為という中間項を通すことによって、各人の行為と損害発生との間に因果関係があるとする説

・主観的共同説

719条1項前段は、行為者間に主観的共同がある場合に因果関係があるとみなす規定で、因果関係不存在の立証による免責又は減責はできないとし、1項後段は、主観的共同にない不法行為者が他人に１つの損害を与えたが誰の行為が損害を発生せしめたかを知ることができないとき、又は因果関係の確定が容易ではない場合の因果関係推定規定であり、自らの行為と結果との間の因果関係の全部又は一部がないことを理由に免責又は減責の主張をすることができると理解する。

その他にも様々な説が主張されており、学説は混迷を深めている。

【過失相殺について】

・絶対的過失相殺説

　渾然一体となった一つの損害の発生、増大に複数加害者の過失と被害者の過失が係わっている場合、被害者の過失は全損害の発生との関係で各別に扱うことはできず、各加害者の賠償責任を負う範囲は共通であり、不法行為者の一部に対して過失相殺事由がある場合には他の不法行為者との関係でも共通の割合により過失相殺をするという考え方。

　この説によると、本件のように加害者Zに対する関係で過失相殺事由が3割、加害者Yとの関係で過失相殺事由が1割である場合には、Yとの関係の過失はより大きな過失に吸収され、Yと被害者Aとの関係でも、Aは3割の過失相殺がされるということになる。

・相対的過失相殺説

　共同不法行為であっても過失相殺については加害者ごとに個別に行うことができ、各加害者の不法行為と因果関係のある全損害につき、各加害者ごとに過失相殺を行い、その結果各自の負担する賠償額に差が出たときは、重畳する限度での一部連帯債務になるという考え方。この説を本件に当てはめると、被害者は、Yとの関係では1割のみ過失相殺されて損害の9割の請求ができ、Zとの関係では3割の過失相殺がされてZに対しては損害の7割について請求でき、7割の限度で連帯責任になる。

6．判例

最判昭和43年4月23日第三小法廷判決

複数の企業から排水が放出されて流水を汚染し、右流水汚染により損害が引き起こされた事件。最高裁は「共同行為者各自の行為が客観的に関連し共同して違法に損害を加えた場合において、各自の行為がそれぞれ独立に不法行為の要件を備えるときは、各自が右違法な加害行為と相当因果関係にある損害についてその賠償の責を任ずべきであ」るとして、客観的共同不法行為説を取り、各企業は不真正連帯債務を負うと判示した。

横浜地裁昭和57年11月2日判決

被害者Xが交差点で自転車を運転していたところ、Yが運転していた普通貨物自動車と衝突し、Zの病院に運ばれたがZの医療過誤によって右大腿を切断せざるを得なくなった事件において、原告が負った障害は、交通事故による損害と医療過誤による損害とに分別することが困難で、渾然一体となった一個の損害である点に照らし、共同不法行為ということができるとし、原則として共同不法行為者らが連帯して全損害を賠償すべきであるが、それぞれの不法行為の全損害に対する寄与率を判定することが可能であれば寄与率による損害賠償責任の減責を認める旨を判示した。更に、交通事故におけるXの過失は4割とみて、Yの寄与分について過失相殺を行うが、医療過誤の発生についてはXの過失は無いため、Zとの関係においては過失相殺の余地はないとした。

東京地裁平成4年7月31日判決

無免許でオートバイを運転していたXが転倒事故を起こし、左足を骨折しYの経営する病院に入院したが、医療過誤によって左足が壊死し、ⅩがYに対して不法行為と債務不履行による損害賠償請求を起こした。東京地裁は、Yに医療行為における過失があるが、壊死の原因に繋がる損傷がX自身の不法な行為の結果生じたものであることを考慮して、損害額の三割を減額する、と判示した。この判決は、共同不法行為に関するものではないが、交通事故の際の被害者の過失をもって交通事故と医療過誤の双方との間で過失相殺した点について、絶対的過失相殺説に近いものであると言える。

7．判断枠組みの比較

第一審

争点①について

「Bには…不法行為上の過失が認められるというべきである」から、Yは「Zとの共同不法行為者としての責任が免れないといわなければならない。」

争点②について

Yに対してXらが被った損害の全額について賠償責任を負わせた点から寄与度による減責は認めていないと解される。

争点③について

過失相殺については判断されていない。

原審

争点①について

「被害者であるAの死亡事故は、本件交通事故と本件医療事故が競合した結果発生したものであるが、その原因競合の寄与度を特定して主張立証することに困難が伴うものであるから、被害者保護の見地から、本件交通事故におけるZの過失行為と本件医療事故におけるZの過失行為は共同不法行為として、被害者は、各不法行為に基づく損害賠償請求も分別することなく、全額の賠償請求をすることもできる」として、共同不法行為の成立を認めた。

争点②について

「本件の場合のように、自動車事故と医療過誤のように個々の不法行為が当該事故の全体の一部を時間敵前後関係において構成し、しかもその行為類型が異なり、行為の本質や過失構造が異なり、かつ、共同不法行為とされる各不法行為につき、その一方又は双方に被害者側の過失相殺事由が存する場合は、各不法行為者の各不法行為の損害発生に対する寄与度の分別を主張、立証でき」るとして、寄与度による減責を認めた。

争点③について

　「被害者の全損害を算定し、当該事故における個々の不法行為の寄与度を定め、そのうえで個々の不法行為についての過失相殺をしたうえで、各不法行為者が責任を負うべき損害賠償額を分別して認定する」という枠組みを提示し、寄与度に応じて各不法行為者に分別された責任部分に対してそれぞれの過失相殺を行うものとした。

本件交通事故と本件医療事故の各寄与度については「それぞれ五割と推認」され、交通事故の発生に関しては「Aにも自転車の運転手として、本件交差点に進入するに際しての一時停止義務、左右の安全確認の懈怠が存するのであるから、…A側に三割の過失相殺事由があ」り、医療事故に関するAないしその相続人であるXらには、一割の過失相殺事由があ」ると認められたので、Yが賠償すべき額は、全損害額のうち寄与度に応じて割り付けられた5割分に対して被害者側の過失1割で相殺した額となる。

最高裁

争点①について

「本件交通事故と本件医療事故とのいずれもが、Aの死亡という不可分の一個の結果を招来し、この結果について相当因果関係を有する関係にある。したがって、本件交通事故における運転行為と本件医療事故における医療行為とは民法719条所定の共同不法行為に当たる」

→共同不法行為の成立について客観的共同説に立ち、交通事故と医療事故が連鎖的に順次競合して死傷という一個不可分の損害を招来したこと、各人の行為とその結果について因果関係があることを要件としている。

争点②について

「各不法行為者が賠償すべき損害額を案分、限定することは連帯関係を免除することとなり、共同不法行為者のいずれからも全額の損害賠償を受けられるとしている民法719条の明文に反し、これにより被害者保護を図る同条の趣旨を没却することとなり、損害の負担について公平の理念に反することとなる」ので、「共同不法行為によって被害者の被った損害は、各不法行為者の行為のいずれとの関係でも相当因果関係に立つものとして、各不法行為者はその全額を負担すべき」

→719条の効果として、Zは医療事故により拡大した損害についても責任を負い、Bは交通事故による当初の損害にまで因果関係があると擬制されて責任を負うことになるので、寄与度による減責は認めない。

争点③について

「過失相殺は不法行為により生じた損害について加害者と被害者との間においてそれぞれの過失の割合を基準にして相対的な負担の公平を図る制度である」ので、「共同不法行為においても、過失相殺は各不法行為の加害者と被害者との間の過失の割合に応じてすべきものであり、他の不法行為者と被害者との間における過失の割合をしん酌して過失相殺をすることは許されない」

→相対的過失相殺の立場を採り、XはYに対して全損害の9割、Zに対して全損害の7割を請求することができる。

8．私見

　交通事故と医療事故が連鎖的に順次競合して不可分の損害をもたらした場合について、従来の下級審では両不法行為を共同不法行為の関係にあるものとして各不法行為者は全損害額についての不信性連帯債務を負うとしてきた中、最近では共同不法行為を認めながらも各不法行為者の寄与度に基づく減責の主張立証を認める判決や学説が有力になりつつあり、原審もその例のひとつだと言える。そのような中、最高裁で初めてこの問題が扱われた本判決は、伝統的な共同不法行為の考え方を維持し、両事故が不可分一個の結果を招来し、かつ、結果についてそれぞれ相当因果関係があるときには客観的関連共同性が認められるため共同不法行為が成立し、各不法行為者は寄与度による減責の主張立証をすることが許されず、全損害額についての連帯責任の関係にあることを判示したことで、下級審での判断対立に決着をつけた点で意義があると考えられる。被害者の保護を第一に考えると、寄与度による減責を認めないことで被害者はどちらの加害者からでも全損害額を請求することが可能になるため、加害者双方を訴える必要はなく、迅速な紛争解決が期待できるので、各不法行為者に連帯責任を課すとした最高裁の判断は妥当であると思われる。

　また、本判決は共同不法行為における過失相殺について、各不法行為者と被害者との間における過失の割合に応じてすべきであるとし、XY間の過失をZとの関係ではしん酌せず、XZ間の過失をYとの関係ではしん酌しないというように個別の割合で相対的に過失相殺を行うと判断した。これは、各加害者の負担する賠償額に差が生じていたとしても重なる限度においてのみ一部連帯債務となるため、のちにXはその一部連帯債務についてZに対して寄与度分求償することができるので、加害者と被害者との間における公平に加えて、各加害者の負担も公平であると言える点からも本判決は支持されるべきだと考えられる。ただこの射程は、全損害と相当因果関係を有する交通事故と医療事故とが順次競合した事案においてのみ及ぶものであると解される。

【参考文献】

・最高裁判所判例解説民事篇平成13年（上）228頁

・判例タイムズ1059号59頁

・窪田充見「交通事故と医療事故が順次競合した事案における共同不法行為の成否と損害賠償」ジュリスト臨時増刊1224号92頁

・金子順一「一．交通事故と医療事故が競合した共同不法行為において各不法行為者が責任を負うべき損害額を限定することの可否　二．共同不法行為における過失相殺の方法」判例タイムズ臨時増刊1096号88頁

・山口成樹「交通事故と医療事故の競合――共同不法行為の成否」法学教室252号153頁